第十八条の八第一項に次の二号を加える。

五　特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。次項第五号において同じ。）　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六　特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。次項第六号において同じ。）　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

第十八条の八第二項に次の二号を加える。

五　特定有価証券信託受益証券の発行者　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類

六　特定預託証券の発行者　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類

第十八条の八第三項中「並びに第四号」を「に掲げる書類並びに第四号から第六号まで」に改め、同条第五項中「法第二十三条の八第四項」を「特定有価証券に係る法第二十三条の八第四項」に改める。

第十八条の九第一項中「法第二十三条の八第五項」を「特定有価証券に係る法第二十三条の八第五項」に改め、同項第一号ロ中「以後次」の下に「の⑴又は⑵」を加え、「次の」を「当該」に改め、同項第二号イ中「からハまで」を「及びロ」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、同号ロ中「以下この号」を「ニ」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

第十八条の九第一項第四号ロ中「からニまで」を「及びホ」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該発行登録追補書類に記載された当該発行者（当該発行登録追補書類を提出する特定外国資産流動化証券の発行者をいう。ニにおいて同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ニ　当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

第十八条の十第一項各号列記以外の部分中「法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項」を「特定有価証券に係る法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）に、「内容」を「事項」に、「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項第一号ホ中「第五条第四項各号」を「第五条第五項において準用する同条第四項各号」に改め、同号ヘ中「以後次」の下に「の⑴又は⑵を加え、「次の」を「当該」に改め、同号ト中「投資法人」の下に「又は外国投資法人」を加え、同項第三号イ中「以後次」の下に「の⑴又は⑵を加え、「次の」を「当該」に改め、同条第二項中「」、」を「）並びに」に改める。

第十九条第一項中「法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「法」を「特定有価証券に係る法」に、「適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券」を「適格機関投資家向け勧誘に係る特定有価証券」に、「総額に」を「総額（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は譲渡価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項及び第二十条第二項において同じ。）に」に、「当該有価証券」を「当該特定有価証券」に改める。

第十九条の二第一項中「第二十三条の十三第三項各号」の下に「（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項及び第三項中「の各号」を削る。

第二十一条中「令第三条の三第三号」を「特定有価証券に係る令第三条の三第三号」に改める。

第二十二条第一項中「法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）」を削り、同項第十五号及び第十六号中「有価証券の」を「特定有価証券の」に改め、同条第二項中「第九条」を「第九条第一項」に、「に規定する」を「又は第三項の規定による」に改める。

第二十二条の二中「第二十四条第五項において準用する同条第一項本文」の下に「（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条、第二十四条第一項及び第二十六条において同じ。）」を加え、「次に」を「当該各号に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第五条第十一項の規定により募集事項等記載書面が有価証券報告書と併せて提出される場合はこの限りでない。

第二十二条の二第二号中「及び」を「又は」に、「信託行為」を「信託」に改める。

第二十三条中「第二十九条において」を「以下」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる特定有価証券以外の特定有価証券　当該特定有価証券に係る信託の計算期間

（当該特定有価証券が特定有価証券信託受益証券又は特定預託証券である場合には、当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券又は当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券に係る信託の計算期間）

第二十四条第一項中「同条第一項各号」の下に「（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十四条の二第一項及び第二十六条において同じ。）」を加え、「同条第五項」を「法第二十四条第五項」に、「財務局長等」を「関東財務局長」に改め、同条第二項第一号中「約款若しくは」を「約款、」に改め、同条第三項中「財務局長等」を「関東財務局長」に、「直前特定期間内」を「直前特定期間」に改め、同条第四項中「財務局長等」を「関東財務局長」に改める。

第二十四条の二第一項第四号中「及び前号」を「及び同号」に改め、同条第二項中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条第三項第一号中「約款若しくは規約又は」を「約款、規約」に改め、同条第七項中「第五項」を「第五項各号」に改める。

第二十五条第一項中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条第二項中「特定有価証券に係る令第四条の二第一項」を「令第四条の二第一項」に改め、同項第一号中「若しくは規約又は」を「、規約、」に改め、同項第五号中「承認申請書」を「当該承認申請書」に改め、「記載された」の下に「当該特定有価証券の発行者の」を加え、「関し」を「関し」に改め、同項第六号中「申請者が」を「当該特定有価証券の発行者が」に、「申請者を」を「発行者を」に改め、同条第三項中「特定有価証券に係る令第四条の二第一項」を「令第四条の二第一項」に改め、同条第四項中「定める数とする」を「定めるところにより算定するものとする」に改め、同項第一号中ヌをルとし、リをヌとし、同号チ中「記載」の下に「され、又は記録」を加え、同号中トをチとし、同号ヘ中「（平成十八年法律第百八号）」を削り、同号中ヘをトとし、ホをヘとし、同号ニ中「記載」の下に「され、若しくは記録」を加え、同号中ニをホとし、同号ハ中「ロに掲げるものを除く」を「投資法人債券に限る」に改め、「記載」の下に「され、又は記録」を加え、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　内国投資証券（新投資口予約権証券に限る。）　基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の五第一項に規定する新投資口予約権原簿その他のその所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

第二十六条第二号中「届出書」を「有価証券届出書」に、「次号において」及び「同号において」を「以下」に、「外国会社」を「外国特定有価証券の発行者」に改め、同条第三号中「届出書」を「有価証券届出書」に改める。

第二十六条の二中「の算定に関し必要な事項として内閣府令で定める事項」を削り、「されている者の数」を「され、又は記録されている者の数により算定するもの」に改める。

第二十七条第一項各号列記以外の部分中「掲げる書類」を「定める書類」に、「この条」を「この項」に改め、同項第一号イ中「場合」の下に「（法第五条第十一項の規定により募集事項等記載書面が有価証券報告書と併せて提出される場合を除く。次号イ、第七号及び第八号イにおいて同じ。）」を加え、同号ロ中「外国」を「株式会社以外」に改め、同項第二号イ中「又は約款」を「、約款又は規約」に改め、同号ロ中「された」の下に「当該発行者の」を加え、同号ハ中「提出者が」を「当該発行者が」に、「提出者を」を「発行者を」に改め、同項第八号ハ中「第七号ハ」を「前号ハ」に改め、同項第十号中「前号に掲げる書類に準ずる書類」を「次に掲げる書類」に改め、同号に次のように加える。

イ　前号に定める書類に準ずる書類

ロ　第二号ロ及びハに掲げる書面